

## 神森小学校水泳指導委託事業に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名

神森小学校水泳指導委託事業

### 2 目的

神森小学校の体育科における水泳指導等を委託することにより、円滑かつ効果的な水泳指導を実施することを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 業務の詳細

別紙「神森小学校水泳指導委託事業仕様書」のとおり

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

#### (3) 事業費の上限額

41,037,000円（消費税及び地方消費税含む）

【内訳】令和7年度は9,125,000円以内とする

令和8年度は8,498,000円以内とする

令和9年度は8,135,000円以内とする

令和10年度は7,722,000円以内とする

令和11年度は7,557,000円以内とする

※当金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

※年度ごとにこの上限額の範囲内で提案額を提示すること。

※予定価格については、この範囲内で別途算定する。

### 4 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) プール施設を有しており、本業務を遂行するにあたり、専門的かつ十分な能力を有していること。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている事業者ではないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

5 スケジュール

- 令和6年11月25日(月)・・・公募開始・質問受付開始
- 12月10日(火)・・・参加申込書兼誓約書等の提出期限
- 12月10日(火)・・・質問受付期限
- 12月13日(金)・・・参加資格決定通知書
- 12月18日(水)・・・企画提案書提出期限
- 12月25日(水)・・・プレゼンテーション
- 12月26日(木)・・・現場視察
- 12月27日(金)・・・優先交渉事業者決定通知
- 令和7年1月上旬・・・契約予定

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

	提出書類	様式等	備考	提出部数	提出期限
①	参加申込書兼誓約書	様式1号	代表者印を押印すること。	正本1部	令和6年 12月10日 (火) 午後5時
②	履歴事項全部証明書		3ヵ月以内の発行に限る。		
③	市町村税の滞納のない証明書 (全税目の滞納のない証明書)		3ヵ月以内の発行に限る。		
④	都道府県税の滞納のない証明書 (全税目の滞納のない証明書)		3ヵ月以内の発行に限る。		
⑤	国税の滞納のない証明書 (全税目の滞納のない証明書)		3ヵ月以内の発行に限る。		
⑥	業務実績	様式2号		正本1部 副本6部	令和6年 12月18日 (水) 午後5時
⑦	業務実施体制	様式3号			
⑧	企画提案書	任意様式	表紙と目次を除き、A4サイズ20枚以内とする(両面不可)		
⑨	工程表	任意様式			
⑩	見積書	任意様式	事業費及び人件費の内訳も記載すること。また、一般管理費は10%以内とすること。		

質問がある場合のみ提出

⑪	質問書	様式4号	電子メールで提出すること。		令和6年 12月10日 (火) 午後5時
---	-----	------	---------------	--	-------------------------------

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留に限る）

(3) 提出場所

浦添市教育委員会 指導部 学校教育課（担当：玉村）

住所：浦添市安波茶1丁目1番1号（7階）

電話：098-876-1234（内線6564）

メール：gakukyou@city.urasoe.lg.jp

※受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く。

※受付時間は、それぞれの日の9時から17時まで（12時から13時を除く）

※郵送の場合は必着とする。

※質問及び回答については、浦添市ホームページで随時公開する。

※提出書類は、原本とする。（質問書は除く）

7 審査方法等

申込者によるプレゼンテーション及び現場視察により、優先交渉事業者を選定する。

(1) プレゼンテーション

ア 実施日は、令和6年12月25日（水）を予定。

イ 場所、時間等については、「参加資格決定通知書」に記載する。

ウ 1申込者あたり35分（説明15分、質疑応答20分）程度とする。

エ 説明者は3名以内とする。

オ 提出された企画提案書等に基づき説明を行い、追加資料は認めない。

カ プレゼンテーションを行う順番は、参加申込みの受付順とする。

(2) 現場視察

ア 実施日は、令和6年12月26日（木）を予定。

イ 集合場所、時間等については、「参加資格決定通知書」に記載する。

ウ 学校からプール施設までの道程、プール施設等を視察する。申込者は、児童の送迎を予定している送迎車にて、神森小学校からプール施設まで選定委員等を送迎する。

(3) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準
①	業務実績 (様式2号)	業務実績
②	業務実施体制 (様式3号)	本業務に専任する実務者の人数、経験年数及び実績
③	指導内容	指導の内容が十分に示されているか。

④	安全の確保	安全の確保が示されているか。
⑤	学校との連携	小学校と密な連携が図れるか。
⑥	業務執行力	実施時間内での業務執行が出来ているか。
⑦	送迎の安全性	児童の送迎について、安全に配慮されているか。
⑧	現場視察	施設及び移動行程等、企画提案内容が遂行できるか。

#### (4) 選定

優先交渉事業者については、失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者とする。なお、最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を優先交渉事業者とし、価格も同額の場合については、当該事業者から見積書のみを再提出させ、金額が最も安価な者を優先交渉事業者とする。

ただし、得点が選定委員会の求める水準に達していないと判断した場合は、その限りではない。

#### 8 契約保証金

浦添市契約規則第6条に定めるとおりとする。

#### 9 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 選定にあたっては、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては浦添市と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

また、優先交渉事業者とは、契約に向けての協議を優先的に行う者であり、契約の締結を保証するものではない。

#### (4) 参考

神森小学校の児童数

令和7年度（推計） 5 5 3 人

令和8年度（推計） 5 1 5 人

令和9年度（推計） 4 9 3 人

令和10年度（推計） 4 6 8 人

令和11年度（推計） 4 5 8 人